

平成 29 年度 (第 29 回)「ゼロ災 55」無災害運動実施要綱

1. 趣 旨

鳥取労働局では、労働災害防止団体等と連携して、年末までの55日間で各事業場の労使が一体となって無災害運動を推進し、新たな決意を持って新年を迎えていただくことを願って、平成元年から「ゼロ災55」無災害運動を展開しており、今年で29回目を迎えます。

平成25年度から5年間は、「第12次労働災害防止推進計画(以下「12次防」という。)」に基づき、「誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現」を目指し取組を進めています。

この12次防では、5年間で死傷災害を15%以上減少させる目標を掲げていますが、今回の「ゼロ災55」無災害運動期間中は、5つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。

また、事前に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減して労働災害を未然に防ぐための手法であるリスクアセスメントを実施し、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

各事業場の経営トップ、安全衛生担当者等は、本期間中、積極的に自主的な安全衛生活動を推進することとします。

2. スローガン

**「安全職場 一人一人が責任者
全員参加で55(日)ゼロ災」**

3. 期 間

平成29年11月7日(火)～12月31日(日)

4. 「ゼロ災 55」5つの柱

- (1) 墜落・転落災害防止対策の推進
- (2) 転倒災害防止対策の推進
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- (4) 交通労働災害防止対策の推進
- (5) 健康確保対策の推進

5. 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (3) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (4) 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災 55」スローガンの掲示、「ゼロ災 55」リーフレット等による

安全衛生意識の高揚

- (5) 「安全「見える化」とっとり運動」への取組の実施
- (6) 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- (7) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動、危険予知活動の推進と活性化
- (8) 積雪・凍結時における安全対策の徹底
- (9) 定常・非常作業における作業手順の見直し
- (10) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (11) 効果的な安全衛生教育の実施
- (12) 心の健康づくり計画の策定及びビストレスチェックの実施
- (13) 健康診断と事後措置の実施
- (14) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (15) 年末無災害運動推進大会等の実施

6. 労働災害防止団体等の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 関係事業場への「事業場の実施事項」の周知
- (3) 「事業場の実施事項」に関する指導援助
- (4) 関係事業場への安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全衛生教育の実施促進

7. 労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- (3) 労働災害防止団体等の行う災害防止活動に対する指導援助

8. 主 唱

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

9. 協 賛

一般社団法人鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部
一般社団法人鳥取県採石協会
一般社団法人日本ボイラ協会鳥取支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部
独立行政法人労働者健康安全機構鳥取産業保健総合支援センター
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部